

石岡市住民参加型まちづくり ファンド支援事業について



平成29年4月27日

石岡市 都市建設部 都市計画課

● 本日の審議事項

1 石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業の運用について(平成29年4月1日運用開始)

⇒事業の運用方法の説明

2 石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱(3月31日公布。4月1日施行)

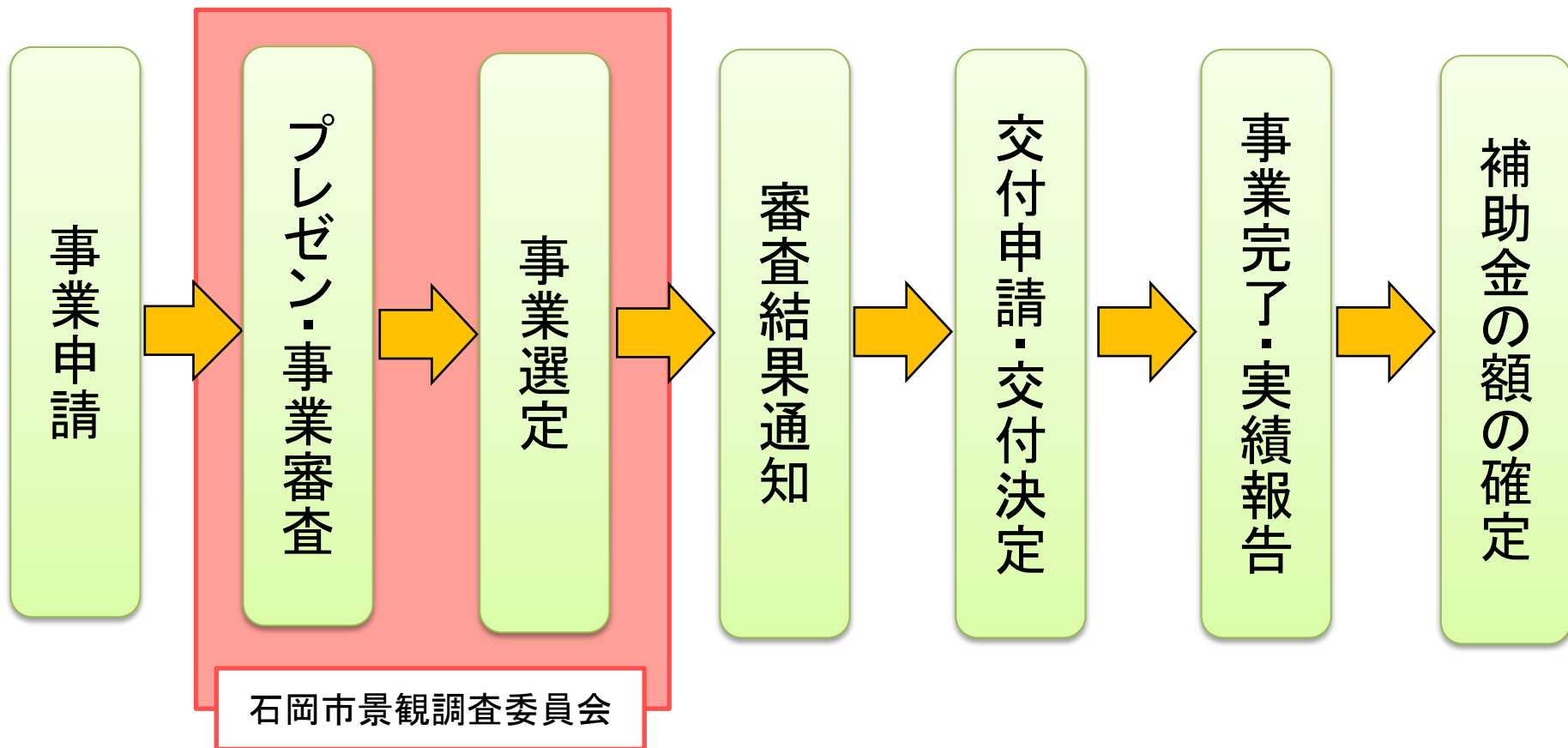
⇒前回委員会からの主な修正事項の説明

3 石岡市街並み修景ガイドライン(3月31日策定)

⇒前回委員会からの主な修正事項の説明

● まちづくりファンド事業の運用について

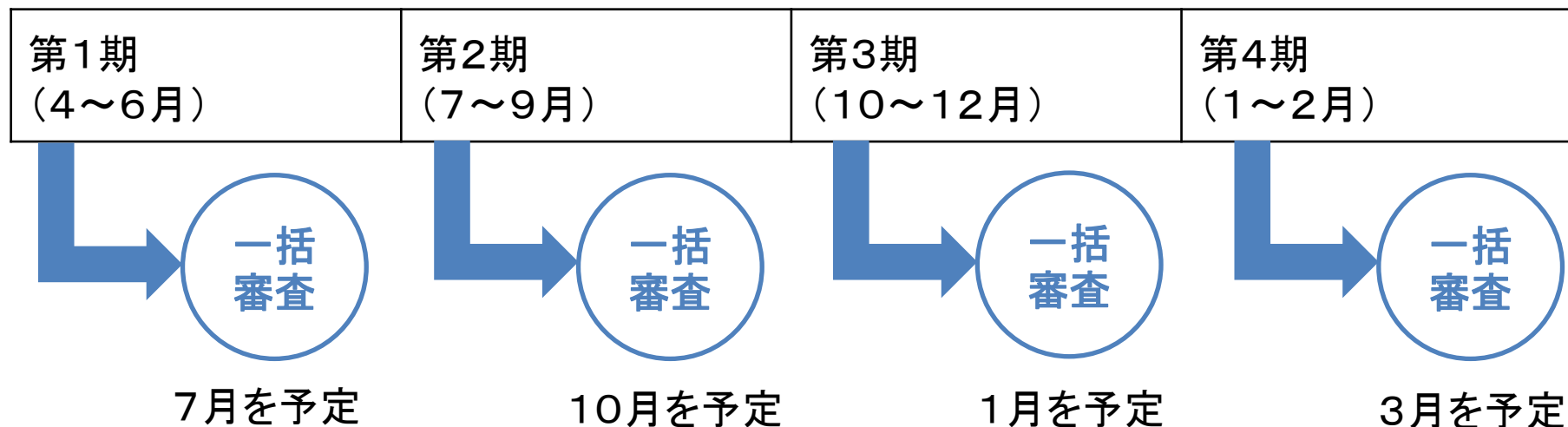
事業の選定，補助金の交付については，次のような流れで行います。



● 事業の募集期間等

- ・事業の募集期間は、毎年4月1日～2月末日となります。
- ・募集期間を第1期～第4期に区分し、それぞれの期間に申請のあった事業を委員会でまとめて審査します。

<事業募集・審査のイメージ>



● 事業審査について

<審査の流れ>

- 1 事業申請者に5～10分程度の事業説明(プレゼンテーション)を実施してもらいます。
- 2 事業者に対する質疑を行います。
- 3 採決を行います。

<審査基準>

- 1 石岡市街並み修景ガイドラインの内容に適合し、良好な街並み景観の形成に資するものであること。
- 2 まちの魅力づくりや活性化に寄与するものであること。

<審査方法>

出席委員の過半数の同意が得られれば、補助事業としての認定を行います。
また、補助事業の認定に当たって、必要な指示又は条件を付すことができます。

● 補助金交付要綱について(資料2)

＜前回委員会からの主な修正事項＞

● 申請者の要件の規定を追加(第3条第2号)

⇒「建築物等を所有又は管理する市民等」の要件に加え、「工事請負契約及び工事設計監理業務委託契約を締結して、修景事業を行うこと。」を追加

● 事業の募集期間の規定を追加(第5条)

⇒4月1日から2月末日まで(前述のとおり)

● 事業の審査方法の規定を追加(第7条第2項)

⇒第1期から第4期までに区分し、期間ごとの申請を一括して審査(前述のとおり)

● 修景ガイドラインについて(資料3)

＜前回委員会からの主な修正事項＞

● ガイドラインの適用範囲の拡大

⇒ 補助を受けて修景を行う方だけではなく、対象エリア内の方全員に対するガイドラインとして見直し。

● 修景基準を2つに区分(P2, P8~24)

⇒ 適用範囲の拡大に伴い、修景基準を「一般基準○」と「補助基準◎」に区分

補助を受けずに修理・修景を行う場合	・○の項目は、できる限り全て満たすように修理・修景を計画してください。 ・◎の項目についても、積極的に取り入れるようにしてください。
補助を受けて修理・修景を行う場合	○及び◎の項目を全て満たすように修理・修景を計画してください。

● 基本方針の追加(P7)

⇒ 「景観重要建造物」の基本方針の追加

● 修景ガイドライン概要版について(資料4, 5)

＜前回委員会からの主な修正事項＞

●概要版を地区ごとに分割(A3サイズ→A4サイズ)

⇒地区ごとの概要版として作成することで、各地区の住民の方々にとってより分かりやすいものとなりました。

＜概要版の活用について＞

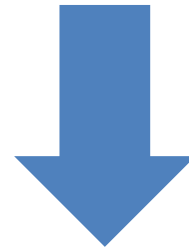
事業概要を知っていただくため、主に次のような方法により、事業を周知していきます。

- ・市報への掲載
- ・市ホームページへの掲載
- ・各地区へのチラシ配布
- ・公共施設、商工会議所等へのチラシ設置

● 今後のスケジュールについて

平成29年 4～6月

第1期事業申請受付



7月

(期間中に申請があった場合) 景観調査委員会を開催し、事業審査を実施

※第2期以降も同様の流れで委員会を開催します。